

## SOKENDAI 特別研究員（一般枠・次世代 AI 研究者枠）

### 遵守事項および諸手続の手引

#### 【注意事項】

本遵守事項が更新された際、その内容は、特に記載のない場合は SOKENDAI 特別研究員（一般枠及び次世代 AI 研究者枠）に採用されている者全てに適用される。

## 目次

1. SOKENDAI 特別研究員制度の趣旨と遵守事項
  - 1-1. 本制度の趣旨
  - 1-2. 遵守事項
  - 1-3. 税務処理・社会保険・年金
  - 1-4. 報告書の提出について
  - 1-5. 研究活動における不正行為
  - 1-6. 研究費の不正使用
  - 1-7. 採用の中止、取消、一時停止、給付金の停止及び返還請求
  - 1-8. 離籍後 10 年間の追跡調査への協力義務
  - 1-9. 研究成果発表における表示義務
  
2. 研究奨励費及び研究費の支給
  - 2-1. 研究奨励費
  - 2-2. 研究費
  
3. 他の奨学金・研究助成金等の受給について
  
4. 特別研究員の氏名等の公表について
  
5. JST への個人情報の提供について

## 1. SOKENDAI 特別研究員制度の趣旨と遵守事項

### 1-1. 本制度の趣旨

「総合研究大学院大学（SOKENDAI）特別研究員」は、我が国の学術研究及び科学技術・イノベーションに貢献する人材を育成するために、本学の博士後期課程相当に在籍する優秀な志のある学生を SOKENDAI 特別研究員（以下「特別研究員」）として採用し、経済的な支援（研究奨励費及び研究費の支給）を行うとともに、多様なキャリアパスの整備に向けた取組を行う制度です。

特別研究員には、全ての博士課程の学生を対象とした「一般枠」と、将来的に AI（Artificial Intelligence）分野または AI 分野における新興・融合領域を開拓・牽引していこうという志と能力を持つ学生の研究を本格的に推進・先導することを通じてリーディングサイエンティストとして育成することを目的とした「次世代 AI 研究者枠」の 2 種類があります。

なお、「一般枠」は国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の、「次世代 AI 研究者枠」は JST「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST: Broadening Opportunities for Outstanding young researchers and doctoral students in Strategic areas）」の助成を受けて実施するものです。

### 1-2. 遵守事項

特別研究員は、次に掲げる事項を遵守する必要があります。

- (1) 特別研究員は、採用期間中、本学の博士課程に在学しなければならない。
- (2) 特別研究員は、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき、研究に専念しなければならない。
- (3) 特別研究員は、各年度決められた時期に研究進捗状況報告書を提出し、採用期間を終了した場合は研究報告書を提出しなければならない。また、離籍後 10 年間のキャリア追跡調査に協力しなければならない。
- (4) 特別研究員は、本学が指定する研究力向上及び研究者としてのキャリアパスの拡大に向けたコンテンツ（分野を越えた学生交流セミナー、社会課題俯瞰講義、AI・データサイエンス講義、異分野アカデミックメンターとの定期面談、キャリアセミナー等に参加しなければならない。
- (5) 特別研究員は、SOKENDAI 研究派遣プログラム、国際共同学位プログラム、学内共同研究指導のいずれかを原則として実施しなければならない。（すでに参加した経験がある場合、または、実施に特段の支障がある場合を除く。）
- (6) 特別研究員は、本学、基盤機関（本学のコースが置かれている大学共同利用機関）または企業等から、生活費相当額として十分な水準（240 万円/年（税引き前）以上）の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ることはできない\*。
- (7) 特別研究員は、次世代研究者挑戦的研究プロジェクト推進室が指定する、もしくは所属コースが置かれる基盤機関において実施される研究倫理教育およびコンプライアンス教育を受講・修了しなければならない。
- (8) 特別研究員は、ジョブ型研究インターンシップ推進協議会が運営するマッチングシステムにアカウント登録しなければならない。
- (9) 次世代 AI 研究者枠に採用された特別研究員は、現在の指導教員の専門分野が AI でない場

## V2026.3.

合、AIを専門とする教員の共同研究指導を受けなければならない。

- (10) 特別研究員が外国人留学生の場合は、次世代研究者挑戦的研究プロジェクト推進室が指定する日本語学習コンテンツを受講しなければならない（すでに十分な日本語能力を有する者は除く）。

\*臨時的な収入を目的とした仕事（アルバイト、リサーチアシスタント、企業のインターンシップ等）に就くことは可能です。

### 1-3. 税務処理・社会保険・年金

**研究奨励費は、税法上雑所得として扱われ所得税及び住民税の対象となります\*。毎年度確定申告を行った上で、適切に納税してください。**適切な税務処理を行っていないことが判明した場合は、採用を中止し、研究奨励費の支給を取り消すことがあります。

また、現在扶養義務者（親等）の扶養親族となっている場合は、扶養義務者の勤務先で手続きが必要となる場合がありますので、当該扶養義務者の勤務先にご照会ください。国民健康保険・国民年金保険等の加入手続等については、各自で居住する市区町村にお問い合わせください。

なお、毎年1～2月頃に前年分の「研究奨励費給付証明書」を発行いたします。

\*中国からの留学生については、「租税条約に関する届出書」を所轄の税務署に提出することにより、所得税が免税となります。該当者には採用手続き時に次世代研究者挑戦的研究プロジェクト推進室（以下「推進室」）からご案内します。

### 1-4. 報告書の提出について

特別研究員は、以下の時期に所定の報告書を提出する必要があります。

- (1) 研究進捗状況報告書（様式1）

各年度の1月1日～1月31日

- (2) 研究報告書（様式2）

採用期間終了時

※採用最終年度は様式1の提出は不要です。研究報告書（様式2）のみ提出してください。

- (3) 進路等状況調査票

学位取得時または単位取得退学時

### 1-5. 研究活動における不正行為

特別研究員は、「国立大学法人総合研究大学院大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程 (<http://kitei.soken.ac.jp/doc/gakugai/rule/340.html>)」を遵守するとともに基盤機関または推進室が指定する研究不正防止の講義・ワークショップ等に参加することが義務付けられます。

#### 1-6. 研究費の不正使用

特別研究員は、研究費の不正使用を行ってはなりません。研究費の不正使用の主な例は次のとおりです。

##### (1) 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させるもの

##### (2) プール金（カラ出張、カラ謝金）

出張申請や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、そのお金を研究室や個人等が管理するもの

##### (3) 書類の書換え（差換え、品替え、品転）

業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるもの

また、この他、他の研究者が受けている研究費の不正使用に共謀した場合にも、不正使用とみなします。

#### 1-7. 採用の中止または取消、給付金の停止及び返還請求

1-2.に掲げる特別研究員の義務の履行状況が不十分であると認められる場合または次に掲げる各号のいずれかに該当すると学長が判断した場合には、特別研究員の採用を中止または取り消し、研究奨励費及び研究費の支給を停止するとともに、採用資格がないにもかかわらず支給を受けた研究奨励費及び研究費があるときは、速やかにその支給を受けた金額のうち採用資格がない期間に相当する金額を返還しなければなりません。

##### (1) 本学の博士課程を修了し、学位を取得した場合

(2) 採用後、国費外国人留学生制度による奨学金、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員に対する研究奨励金、外国政府から支給される奨学金または国際協力機構（JICA）留学生に対する奨学金等を受給する場合

##### (3) 疾病等のために研究を継続できないことが明らかな場合

##### (4) 本学を休学する場合\*

##### (5) 本学を退学する場合（除籍処分を含む）

##### (6) 懲戒処分を受けた場合

##### (7) 学業成績または性行が不良である場合

##### (8) 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の研究成果を達成できないと判断された場合

##### (9) 採用後の諸手続きにおける書類が期限内に提出されなかった場合

##### (10) 採用後の諸手続きにおける書類の記載事項に虚偽が発見された場合

##### (11) 研究上の不正行為を行った場合

##### (12) 研究費の不正使用を行った場合

##### (13) 本人から辞退の申し出があった場合

##### (14) その他、明らかに特別研究員としてふさわしくない行為があった場合

\*休学による採用の一時停止について

休学が出産、育児または介護等の理由によるものであって大学が相当と認めるときは、休学開始の日から2年間を上限として、特別研究員の採用を取り消さず当該休学の期間中研究奨励費等の支給を一時停止し、復学したときに審査の上支給を再開する場合があります。

採用の一時停止を希望する場合は、原則として休学期間開始の1か月前までに、採用中断願（様式4）を推進室に提出してください。

採用の再開を希望する場合は、原則として復学予定日の1か月前までに、採用中断再開願（様式5）を推進室に提出してください。

なお、一時停止中の中断期間の延長はできません。

※中途辞退について

期間中に特別研究員の採用を辞退する場合は辞退願（様式3）を推進室に提出してください。

※月の途中における採用、辞退または中止があった場合、以下のとおり当該月の研究奨励費の額を減ずるものとする。

区分	減額の基準
月の1日から15日までの採用の場合	当該月分を全く減額しない
月の16日以降の採用の場合	当該月分の1/2の額を減額する
月の1日から15日までの辞退/中止の場合	当該月分の全ての額を減額する
月の16日以降の辞退/中止の場合	当該月分の1/2の額を減額する
月の最終日の辞退/中止の場合	当該月分を全く減額しない
死亡した場合	当該月分を全く減額しない

1-8. 離籍後10年間の追跡調査への協力義務

特別研究員は、本学を修了または退学した後の10年間にわたり、就職状況等のキャリア追跡調査に協力してください。詳細は別途推進室よりご案内します。

1-9. 研究成果発表における表示義務

論文のAcknowledgment（謝辞）に助成を受けた旨を記載する場合には事業名とグラント番号を含めてください。論文投稿時も同様です。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例（グラント番号）は以下のとおりです。

**（一般枠）**

**【英文】**

This work was supported by JST SPRING, Japan Grant Number JPMJSP2104.

**【和文】**

V2026.3.

本研究は JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2104 の支援を受けたものです。

### **(次世代 AI 研究者枠)**

#### **【英文】**

This work was supported by JST BOOST, Japan Grant Number JPMJBS2412.

#### **【和文】**

本研究は JST 国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（博士後期課程学生支援） JPMJBS2412 の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

## **2. 研究奨励費及び研究費の支給**

### 2-1. 研究奨励費

#### (1) 支給額

一般枠：19 万円（月額）

次世代 AI 研究者枠：30 万円（月額）

#### (2) 支給日

原則として、2 か月分をまとめて偶数月の 20 日（土曜日、日曜日、祝日の場合は、直前の営業日）に支給しますが、諸事情により遅れる場合があります。

#### (3) 振込先

振込先は日本国内の銀行又は信用金庫の特別研究員本人名義の口座に限ります。振込先口座（口座名義の変更も含む）の変更を希望する場合は、推進室に申し出てください。

#### (4) 留学生の一時帰国について

留学生が一時帰国する場合、日本国内に完全に不在となる月は支給対象外とします。

例：・帰国期間が 4 月 15 日～6 月 15 日の場合：5 月分については支給対象外とします。

・帰国期間が 4 月 15 日～5 月 15 日の場合：4 月、5 月ともに支給対象となります。

#### (5) その他

雑所得として課税の対象になります。

### 2-2. 研究費

#### (1) 使用可能額

一般枠：32 万円（年額）

次世代 AI 研究者枠：30 万円（年額）

\*採用期間に応じて各年度の使用可能額が異なるので注意すること。

例えば、一般枠で 10 月採用開始の場合は、初年度の使用可能額は 16 万円となります。

#### (2) 使用方法

V2026.3.

大学または基盤機関による委任経理となります。使用方法については、「SOKENDAI 特別研究員・研究費ガイドライン」をご参照ください。

※上記の研究奨励費及び研究費の額は、改定されることがあります。

### 3. 他の奨学金・研究助成金等の受給について

(1) 特別研究員は、下記の奨学金等を重複して受給することはできません。

- ①日本学術振興会の特別研究員に対する研究奨励費
- ②国費外国人留学制度（文部科学省）による奨学金
- ③（外国人留学生の場合）母国政府またはその関係機関による奨学金
- ④JICA 留学生に対する奨学金

(2) 下記の経済的援助については、本事業と重複して受給することが可能です。

- ①日本学生支援機構（JASSO）による奨学金

※ただし、2023年4月1日以降に、第一種奨学金（無利子奨学生）に採用された SOKENDAI 特別研究員は、JASSO の「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」の適用対象外となります（返還免除の申請ができません）。なお、2023年3月31日以前から継続して第一種奨学金の貸与を受ける者は、従前どおりの扱いとなります（返還免除の申請が可能です）。

- ②民間企業・団体等による奨学金・研究助成金（1-2.（2）に掲げる研究専念義務及び 1-2.（6）に掲げる年収制限に抵触しないものに限る。）
- ③本学による授業料免除

### 4. 特別研究員の氏名等の公表について

特別研究員に採用された学生の氏名、所属、研究課題名、指導教員の職名・氏名及び研究報告書は本学 Web サイト等において公表します。

### 5. JST への個人情報の提供について

JST の求めに応じ、特別研究員の氏名、所属、研究課題名、本事業による支援期間・支援額、連絡先（Email アドレス）、希望進路、指導教員の職名・氏名及び研究報告書を提供することがあります。

#### 【本手引きに関する問い合わせ先】

次世代研究者挑戦的研究プロジェクト推進室

Email: jisedai-jimu@ml.soken.ac.jp